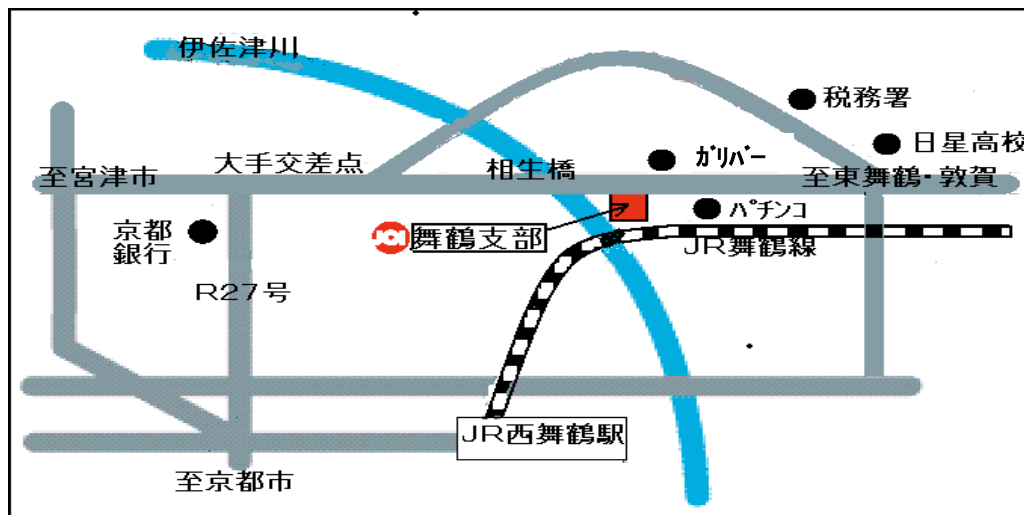




窓口直接申請及び持ち込み検査の方への舞鶴支部からのお願い

1. 支部窓口申請手続きの際のお願いについて：
 - ①平日は、9時00分～11時30分、13時00分～16時00分の間にお願います。
 - ②手数料は、事前に振込み(前納)後、当該払込受付証明書(お客様用)を持参してください。
 - ③所有者・住所等の変更に係る申請は、実印・印鑑証明書・住民票等が必要となる場合がありますので事前に、船舶検査済票番号を明示して当支部にご確認をお願いします。
 2. 持ち込み検査の際のお願いについて：
 - ①持ち込み検査は、土日祝日を除く平日の原則、9時30分～11時30分、13時30分～15時30分の間にお願います。
 - ※ 前日迄に、「お名前・船舶検査済票番号・連絡先電話番号」を明示のうえ電話予約をお願いします。
 - ※ 検査日時については、その際に調整させていただきます。ただし、電話予約を戴いた順に受付しますので、ご希望の日時に添えない場合がありますのでご了承ください。
なお、ご予約の際に、所有者変更・住所変更等があれば、その旨も併せてお申し出をお願いします。
 - ②必要書類等(詳細は、電話予約の際にご確認をお願いします。)
 - ・船舶検査申請書 ・手数料払込証明書 ・船舶検査証書及び船舶検査手帳(継続検査に限る)
- ※ 初めて検査を受検される場合又は所有者等の変更がある場合は、事前にご相談ください。



※ 注意)

検査・登録等の手数料に関しては、事前に郵便局等の指定金融機関でお振込みください。
(支部窓口で申請手続き後に、最寄の郵便局等での払込みも可能です。ただし、郵便局での入金可能時間は16:00時までです。)
年末、年始の出張及び持ち込検査は実施しておりません、表面の検査予定表をご確認のうえ申請してください。
なお、ご不明なところがありましたら当支部までお問合せください。